

資格取得を伴わない講座も補助の対象になりました！！

# 中小企業人材強化 支援事業補助金

最長2年間  
支援!

区内中小企業者を対象に、従業員のリスキリングに必要な経費の一部を補助します。事業活動の拡大やDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けて、従業員の職業能力の向上に取り組む区内中小企業者様のご申請をお待ちしております！

## 1. 支援内容

区内中小企業者が自社の従業員を対象としたリスキリングに取り組む場合に、講座等の受講や資格の取得に係る経費の一部を補助します。（1社当たり最大10万円まで）

補助率

2分の1

補助限度額

10万円

## 2. 支援対象者及び対象事業

### ■ 支援対象者

区内の中小企業又は個人事業主で、以下の①～③の全てに該当する事業者

①

中小企業基本法に定める中小企業者であって、個人事業者又は法人事業者であること。

②

区内に本店登記があり、認定申請日において、区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。  
※認定後、区外移転した場合は、補助対象外となります。

③

認定申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人都民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。

### ■ 対象事業

「リスキリング」として、従業員に講座等を受講させたり、資格を取得させる事業で、以下の1～3の全てに該当する事業 ※詳細は別紙「補助対象事業のご案内」をご確認ください。

1

令和9年3月31日までに事業が終了する見込みのあるもの

2

事業が事業活動の拡大又はDXの実現に資すると認められるもの

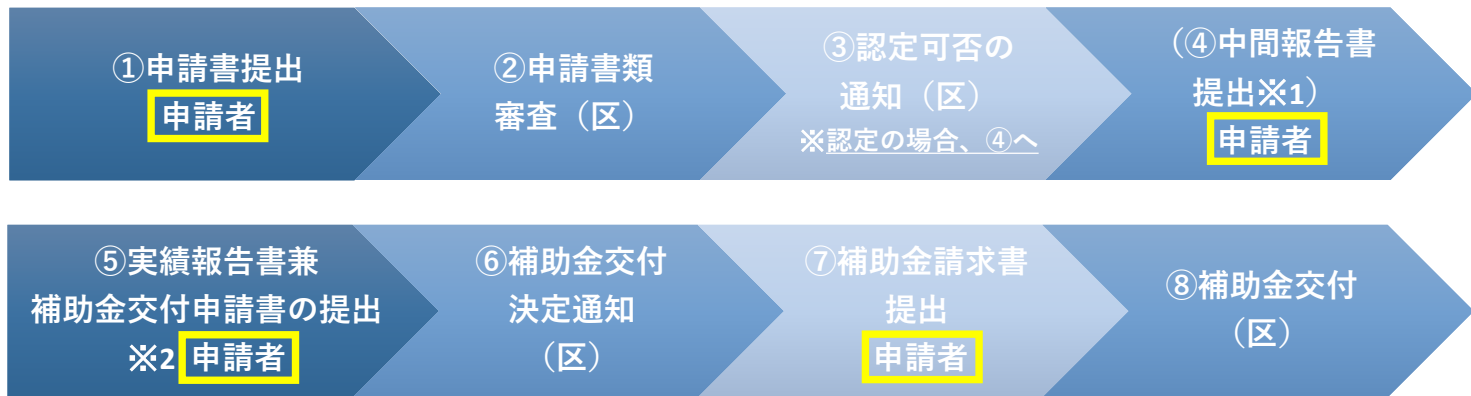
3

事業に必要な費用を従業員に負担させないこと

- ・「事業活動の拡大」とは、業種の拡大・転換を目的としたものに加え、既存事業の事業規模拡大を目的とするものも含まれます。
- ・「DXの実現に資する」とは、DXに係る高度な講座・資格から、ITパスポート等のIT関係の講座・資格まで広く対象となります。
- ・検討している講座や資格が補助対象となるかは、文京区経済課までお問い合わせください。
- ・他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けるもの（予定を含む）は、補助対象外となります。

（裏面に続きます）

# 3. 申請から補助金交付までの流れ



- ※ 1 . . . 事業終了が令和8年（2026年）4月1日以降となる場合は、④中間報告書の提出が必要です。  
（令和7年度中に事業が終了する場合は、④中間報告書の提出は不要）
- ※ 2 . . . ⑤実績報告書兼補助金交付申請書は、事業終了後又は令和9年（2027年）3月31日までに提出してください。

# 4. 補助対象経費

認定申請日から令和9年（2027年）3月31日までの期間中に補助対象事業に支出した経費（領収書等で経費を支出したことが確認できるものに限ります。）

## 【対象経費】

従業員の職務に必要となる専門的な技能や知識の習得・向上を目的とする

- ◎ 教育課程、講座、講習等の受講料
- ◎ 資格試験の受験料
- ◎ 検定試験の受検料
- ◎ その他、補助対象事業の実施に必要があると認められる費用（要相談）
- ※ 資格を取得できなかった場合でも、当該資格に係る受講料や受験料等は補助対象となります。

## 【対象外経費】

- × 講座・教育課程等の入学のための検定料、入学金等、受講の開始に当たり必要となる諸費用
- × 認定申請日以前に支出した費用

# 5. 募集期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)まで【先着順】

- ※ 申請件数が予算額に達するまで、年間を通じて随時受付いたします。
- ※ 原則として先着順に受理いたしますが、書類の不足、不備のほか、申請要件を満たしていない場合などには、他の申請者を優先する場合があります。

## 【お申込み・お問い合わせ先】

文京区 区民部 経済課

TEL : 5803-1173

Mail : b201000@city.bunkyo.lg.jp

（窓口開庁時間：平日8：30～17：15）



▲区ホームページ



▲お問い合わせフォーム  
（事前確認用）

# 補助対象事業のご案内

## 1. 講座等の受講について

### ■ 補助対象となる講座等の要件

- (1) 令和9年（2027年）3月31日までに受講が終了する見込みの講座等であること。
- (2) 民間の教育機関等が行う既存の講座等であり、受講案内がホームページ等で一般に公開されていること。（国や地方自治体が主催しているものは対象外）
- (3) 対面、オンライン※1またはeラーニング※2の形式により実施する講座等であること。（サブスクリプション形式（定額制）は対象外）
- (4) 事業者の事業活動の拡大やDXの推進に資するもので、受講者の職務に必要な**専門的な技能や知識の習得・向上**を目的とする講座等であること。
- (5) 受講証明書等の発行を受けられる講座等であること。
- (6) 講座等の受講に必要な費用を従業員に負担させないこと。
- (7) 他の行政機関等による同種の補助金等の交付を受けないこと。（予定を含む）

※1：オンライン会議システム等を利用し、受講者が所定の時間に一齐に受講する形式

※2：オンライン上で配信される動画等を活用し、受講者が任意の時間に受講できる形式

### ■ 補助対象外となる講座等（一例）

- (1) 職業等を問わず、社会人として共通して必要な知識を習得するもの  
【例】一般的なビジネスマナー、WordやExcelの基礎講座 など
- (2) ビジネスに直接関係のない趣味・教養を身につけることを目的とするもの  
【例】ボールペン字講座、DIYリフォーム講座 など
- (3) 見学会や研究会など、講座等とはみなせないもの  
【例】施設見学会、成果発表会 など
- (4) 教育等の実施が法令等で義務付けられているもの  
【例】特別教育（労働安全衛生法第59条） など
- (5) 技能や知識の習得を目的としていないもの  
【例】マニュアル作成、職場内コミュニケーション など

受講予定の講座が  
補助対象になるか等、  
お気軽にお問合せく  
ださい！

## 2. 資格の取得について

### ■ 補助対象となる資格の要件

- (1) 令和9年（2027年）3月31日までに資格を取得する見込みがあること。
- (2) 資格の内容がホームページ等で広く一般に公開されていること。
- (3) 事業者の事業活動の拡大やD Xの推進に資するもので、受講者の職務に必要となる **専門的な技能や知識の習得・向上**を目的とする資格であること。
- (4) 資格を取得したことが分かる書類（証明書など）の発行を受けられる資格であること。
- (5) 資格の取得に必要な費用を従業員に負担させないこと。
- (6) 他の行政機関等による同種の補助金等の交付を受けないこと。（予定を含む）

資格取得に伴って受講する講座等の要件については  
「1.講座等の受講について」をご確認ください。

## 3. お問い合わせ（フォーム推奨）

本補助金は、事業者の**事業活動の拡大**や**D Xの推進**に資する内容であれば、**講座等の受講から資格取得まで**幅広く対象となります。

**補助対象になるか、まずはお気軽にお問い合わせください！**

事前確認用  
お問い合わせフォーム ▶

<https://logoform.jp/form/6KSu/909994>



【お問い合わせ先】文京区 区民部 経済課

窓口開庁時間：平日8：30～17：15

TEL：5803-1173／FAX：5803-1936

Mail：b201000@city.bunkyo.lg.jp